

国立大学法人東京学芸大学科学研究費補助金等事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成27年 3月31日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学科学研究費補助金等事務取扱要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学科学研究費補助金等事務取扱要項（平成 16 年 4 月 1 日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学科学研究費補助金等事務取扱要項の一部改正について

改正理由：補助金で取得した設備備品等の寄附手続きの簡素化を図るため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1条～第9条 [省略]</p> <p>(設備備品等の寄附)</p> <p>第10条 <u>研究代表者等が、設備備品等(図書及び換金性の高い消耗品を含む。以下同じ。)を取得したときは、取得日をもって当該設備備品等を本学に寄附したものとみなす。ただし、当該補助金の使用基準等に、取得後、直ちに寄附しない場合の取決めがあり、所定の手続きを経たものについては、その限りではない。</u></p> <p>第11条 [省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p>別紙様式第1号 [省略] 別紙様式第2号「<u>図書購入依頼書</u>」(別紙B参照) 別紙様式第3号 [省略] <u>削除</u></p>	<p>第1条～第9条 [省略]</p> <p>(設備備品等の寄附)</p> <p>第10条 研究代表者等は、設備備品等を取得したときは、寄附申込書(別紙様式第4号)を第6条第2項第1号から第3号までに定める担当係へ提出しなければならない。ただし、図書の場合は、第6条第2項第4号で提出のあった図書購入依頼書兼寄附申出書をもって行うものとする。</p> <p>第11条 [省略]</p> <p>別紙様式第1号 [省略] 別紙様式第2号「<u>図書購入依頼書兼寄附申出書</u>」(別紙A参照) 別紙様式第3号 [省略] 別紙様式第4号「<u>寄附申込書</u>」(別紙C参照)</p>

※ 別紙Aとして「図書購入依頼書兼寄附申出書」を、別紙Bとして「図書購入依頼書」をこの新旧対照表に添付。

※ 別紙Cとして「寄附申込書」を、削るものとしてこの新旧対照表に添付。

科学研究費補助金		
依頼番号	第	号
平成	年	月 日

図書購入依頼書兼寄附申出書

- 1 研究代表者等 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_
- 2 課題番号 \_\_\_\_\_ 研究課題 \_\_\_\_\_
- 3 購入理由 \_\_\_\_\_ 4 使用場所 \_\_\_\_\_
- 5 購入書籍名 \_\_\_\_\_

書名	数量	単位	単価	金額	購入年月日	寄附申出
		冊・セット	円	円		(有・無)
		冊・セット	円	円		(有・無)
		冊・セット	円	円		(有・無)
		冊・セット	円	円		(有・無)
		冊・セット	円	円		(有・無)
決 裁 欄 (図書購入及び寄附)			寄 附 申 出 書			
	起案部局		国立大学法人東京学芸大学長 殿  上記科学研究費補助金で購入する図書について、国立大学法人会計基準 (文部科学省告示第37号) 第10の規定に基づく資産となりますので、 取得時に寄附します。			

科学 研究 費 補 助 金

平成 年 月 日

図 書 購 入 依 頼 書

- 1 研究代表者等 \_\_\_\_\_ 印
- 2 課題番号 \_\_\_\_\_ 研究課題 \_\_\_\_\_
- 3 購入理由 \_\_\_\_\_ 4 使用場所 \_\_\_\_\_
- 5 購入書籍名 \_\_\_\_\_

書 名		数量	単位
			冊・セット
			冊・セット
			冊・セット
			冊・セット
			冊・セット
決 裁 欄			
監査担当	起案部局		

別紙様式第4号

東京学芸大学長 殿		平成 年 月 日			
		住所 小金井市貫井北町4-1-1			
		氏名 東京学芸大学			
		教員			
寄 附 申 込 書					
下記物品を平成 年度科学研究費補助金にて購入しましたので寄附します。					
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	購入年月日
寄 附 受 入 伺	資産管理役 (事務局長)	財務施設部長	財務課 財務監査係長	経理課	
	起案 年月日	平成 年 月 日	決裁 年月日	平成 年 月 日	